○近畿地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十五日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
天理市南六条町元六条方一七〇番二から橿原市新堂町三九番一まで	前	一〇・〇～五四・〇メートル	一四・八一四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	三〇・〇～一三八・〇		
	A	一〇・〇～五四・〇	一三・四五五	
	後	一〇・〇～一三八・〇	一四・八一四	
	B	三〇・〇～一三八・〇		
	A	一〇・〇～一三・四五五		

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十五日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十一号	敦賀市定田五〇号新川一〇番四から同市定田六八号上久保六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十五日

○近畿地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十五日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十五号	柏原市国分市場二丁目一八四五番一から同市国分本町四丁目四三五番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十五日

○中国地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十五日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
柳井市遠崎字沖ノ前三一四番四地内	前	一一・〇～一五・五メートル	〇・〇三七キロメートル
	後	一一・〇～一八・〇	〇・〇三七

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十五日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十八号	柳井市柳井字稲積一番一から同市柳井字稲積一二番二六まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十五日

○九州地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十五日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	福岡県築上郡築上町大字有安四五四番一から同町大字有安三七七番一まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十五日

○九州地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十五日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	日置市伊集院町中川字中山田一三一九番二から同市伊集院町中川字字都久保一二七五番一まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十五日

○九州地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十五日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
雲仙市小浜町南本町字道前下三五一番一から同市小浜町南本町字道前下三五〇番一まで	前	一一・六三～一八・四三メートル	〇・〇一三キロメートル
	後	一一・六三～一五・三七	〇・〇一三

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所